



佐渡金山 Aコース

佐渡金山 宗太夫坑 Aコース Cコース

佐渡金山 道遊坑 Aコース Cコース

日帰り 佐渡 満喫 旅

とっておきの

新潟港 発着

3月～8月

予約制

大人 1名様より 申込可能

10名様より 出発保証



たらい舟 Bコース



ジェットfoil(イメージ)

大野亀のトビシマカンゾウ Cコース

旅行代金 (お一人様)

大人

14,700円

小児 (小学生)

10,000円

往復乗船代

往路:ジェットfoil
復路:カーフェリー 2等

+

島内バス (ガイド付)

+

島内観光 (昼食付)

※行程に明示された交通費・昼食代・入館・体験料・消費税等諸税が旅行代金に含まれます。

2025年 3月～8月 出発日カレンダー

■=Aコース ■=Bコース ■=Cコース

※カレンダーの表示色で各コースの出発日をご確認ください。

3月	4月	5月
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1	1 2 3 4 5	1 2 3
2 3 4 5 6 7 8	6 7 8 9 10 11 12	4 5 6 7 8 9 10
9 10 11 12 13 14 15	13 14 15 16 17 18 19	11 12 13 14 15 16 17
16 17 18 19 20 21 22	20 21 22 23 24 25 26	18 19 20 21 22 23 24
23 24 25 26 27 28 29	27 28 29 30	25 26 27 28 29 30 31
30		
6月	7月	8月
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5	1 2
8 9 10 11 12 13 14	6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9
15 16 17 18 19 20 21	13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16
22 23 24 25 26 27 28	20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23
29 30	27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30

A 世界遺産「佐渡島の金山」と相川を訪ねるコース

7:55 67分 9:02
新潟港 両津港 — トキの森公園 — 尾畑酒造 — 佐渡歴史伝説館
ジェットfoil 見学(約40分) 買い物(約30分)※1 昼食 見学(約75分)

— 北沢浮遊選鉱場跡 — 佐渡金山 —
見学(約15分) 宗太夫坑または 道遊坑見学(約45分)

「佐渡の塩」のお土産付き 16:05 2時間30分 18:35
— めおと岩ドライブイン — 両津港 新潟港
買い物(約20分) カフェリー2等

※1 有料試飲1杯200円、缶付き3杯600円/現地現金精算



トキ

B 砂金採りとたらい舟体験、トキ観察コース

7:55 67分 9:02
新潟港 両津港 — トキのテラス — 佐渡西三川ゴールドパーク —
ジェットfoil 観察(約30分) 砂金採り体験(約50分)

— 小木家 — 千石船展示館 —
昼食 買い物(約60分) 見学(約35分)

— 力屋観光汽船 — 両津港 新潟港
たらい舟体験(約35分)※1 カフェリー2等

※1 4歳以上の幼児がたらい舟体験を利用する場合、360円が必要です。(現地支払い)



トキのテラス

C 大野亀のトビシマカンゾウ散策コース

7:55 67分 9:02
新潟港 両津港 — (内海府海岸) — ニツ亀 — 大野亀 —
ジェットfoil 車窓 見学(約50分)

「佐渡の塩」のお土産付き
— (外海府海岸) — めおと岩ドライブイン —
昼食 買い物(約60分)

— 佐渡金山 — 両津港 新潟港
宗太夫坑または 道遊坑見学(約45分) カフェリー2等



夫婦岩

昼食について

Aコース

海鮮ちらし
※生ものが苦手な方は「たれカツ丼」に変更可

Bコース

ブリカツ丼
※魚が苦手な方は「たれカツ丼」に変更可

Cコース

海鮮丼
※生ものが苦手な方は「洋風カツ丼」に変更可

復路 オプション

ジェットfoilへの変更は、事前予約可能です。発時刻は、期間によって異なりますので、ホームページ時刻表にてご確認ください。カーフェリー 1等級への変更は乗船当日に空席がある場合に限り両津港でのみ承ります。

カーフェリー 2等から→ジェットfoilへ変更

旅行代金 + 大人 1,610円 小児 810円

万代島駐車場料金

■入場から最初の60分無料、以後30分ごとに100円
■佐渡航路利用者の1日当たりの上限料金:800円
■佐渡航路利用者は、乗船窓口で「適用カード」を受領してください。

■最少催行人員に満たない場合は催行中止となる場合があります。催行可否については出発日の5日前までに決定し、中止の場合は弊社よりご連絡させていただきます。
■催行決定日については、空席があれば前日16:00まで予約を承ります。(TEL 025-245-6122)
■島内は観光バス運行となります。ただし、予約が9名様以下のときは、観光タクシー運行(相乗り)となる場合があります。その場合、必要なお金はドライバーよりさせていただきます。
■交通事情、その他諸事情により、各地での滞在時間や行程に変更が生じる場合があります。
■幼児について:ジェットfoilとバスの座席を利用しない場合、大人1名につき幼児1名が無料となります。座席を利用する場合は小児旅行代金となります。
■小児の昼食は、大人の内容に準じたメニューとなります。
■25名以上の団体の場合は、設定日以外でもご相談に応じます。
■バスの座席は相席になる場合があります。予めご了承ください。 ■添乗員は同行しません。
■バス会社は新潟交通佐渡株式会社または同等クラスとなります。 ■画像は全てイメージです。

必ずお読みください

ーとっておきの佐渡日帰り満喫の旅の旅行代金には、行程に明示された交通費・昼食代・入館、体験料・消費税等諸税が含まれていますー

■最少催行人員：10名様(受付最少人員：大人1名様以上) ■添乗員：添乗員・現地係員は同行致します。ご旅行に必要な旅程表類またはご案内状をお送り致しますので、ご旅行中のお手続きはお客様ご自身にて行ってください。■島内観光バス：催行人員により、観光タクシー利用となる場合がございます。■コース：出発日よりコース(行程)が異なります。■小児：小児代金は小学生が対象となります。昼食は、大人の内容に準じたメニューとなります。ご希望によりお子様向けメニューをご用意することができますので、ご予約の際にお申し付けください。■幼児：船舶及び島内バスの座席を必要とする場合、小児代金を適用いたします。その場合、昼食をお子様向けメニューに変更することができます。(予約時にお申し付けください。変更による旅行代金の返金はございません。)■入館料等：行程に明示された入館料、体験料は、旅行代金に含まれます。■船舶の欠航：利用予定便の船舶欠航についての対応は、下記の「船の欠航について」をご覧ください。■取消しおよび変更：取消・変更が生じた場合は、お申込み店の営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を収受致します。■18歳未満の未成年のみでの参加、また親権者以外の方と参加される場合は、親権者様の同意書をいただいてのお申込みとなりますので、同意書の提出をお願いいたします。

船の就欠航について

佐渡汽船・ジェットfoil・カーフェリーの就欠航の決定については、原則として出航時刻の60分前となります。就欠航のお問い合わせにつきましては、乗船港に直接お問い合わせください。[新潟港:025-245-5111]

【往路便が欠航または旅行開始前に両津発16:05カーフェリーが就欠航未定】 ●ツアーキャンセル(催行中止)となり、ご旅行代金は全額返金となります。(新潟港までの交通費については、お客様のご負担となります。)

【島内で全ての航路が欠航】 ●天候の急変等により佐渡発の全ての便が欠航した場合、島内にてご宿泊いただきます。 ●その場合、宿泊代・食事代・島内交通費等はお客様負担となり、帰着日は翌日以降となります。

【共通のご案内】 ●就欠航について、お申込店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる場合がございます。(この場合、お客様において旅行中止を判断された場合は、取消料の対象とはなりません。)

●尚、お客様ご自身の判断により、就欠航未定時の旅行中止については、取消料の対象となります。 ●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください (このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに掲載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

- 1.旅行のお申込み及び契約の成立時期
- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金金額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれ一部として取扱います。
- | 旅行代金 | 申込金(お一人様) |
|--------------------|------------------|
| 30,000円未満 | 6,000円以上旅行代金まで |
| 30,000円以上60,000円未満 | 12,000円以上旅行代金まで |
| 60,000円以上90,000円未満 | 18,000円以上旅行代金まで |
| 90,000円以上 | 旅行代金の20%以上旅行代金まで |
- (2)当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はなお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。
- (3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。
- 2.旅行代金のお支払い
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- 3.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
- 旅行日程に明示した交通費、宿泊費、食事代、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 4.旅行契約内容の変更
- 当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。
- 5.取消料
- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日		取消・変更料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	a. 11日目にあたる日以前の解除	無 料
	b. 10日目にあたる日以前の解除	旅行代金の20%
	c. 7日目にあたる日以前の解除 (d～fを除く)	旅行代金の30%
	d. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
	e. 旅行開始日当日 (fを除く)	旅行代金の50%
	f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

- 6.お客様による旅行契約の解除
- (1)お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- (2)お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
- a. 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
- b. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- c. 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。
- 7.当社による旅行契約の解除
- (1)お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
- a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3)当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻しいたします。

旅行企画 実施	新潟県知事登録旅行業 第2-167号 佐 渡 汽 船 株 式 会 社 〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1 (一社)全国旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者 山際 宏志
------------	--

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者に「質問ください」。

- 8.添乗員
- (1)本プランには添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (2)悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身にて行っていただきます。
- 9.当社の責任及び免責事項
- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、ります。
- (2)手荷物について生じた損害については、損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行社1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。
- (3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
- a.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b.運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- c.官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- d.自由行動中の事故
- e.食中毒
- f.盗難
- g.運送機関の遅延・不備など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮
- 10.お客様の責任
- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。
- (2)お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- 11.特別補償
- (1)当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2)当社は特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- 12.その他
- (1)お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、他の運送機関利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

- 13.旅行条件・旅行代金の基準
- (1)旅行条件は、2025年1月1日を基準としています。
- (2)旅行代金は、2025年1月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。

●個人情報の取り扱いについて

- (1)佐渡汽船株式会社(以下「当社」)および旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- (3)当社および販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。